



宮 崎 県 公 報

平成24年 6 月25日 (月曜日) 第 2398 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている

- 区域の指定…………… (環境管理課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (4 件) …………… (自然環境課) 2
- 公有水面埋立ての出願の要領…………… (港湾課) 4

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (7 件) …… (農村整備課) 4
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 8

告 示

宮崎県告示第 466号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成24年 6 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570202590	デイサービスセンター・クレア	宮崎県都城市平江町7街区2号	有限会社グローバル光	宮崎県都城市大王町30街区11号	平成24年 5 月 1 日	通所介護
4570202608	デイサービスセンターきらら2号館	宮崎県都城市五十町1589番地3	株式会社曾於サポートセンター	鹿児島県曾於市財部町北保2番地1	平成24年 5 月 1 日	通所介護
4570301970	デイサービスあくた 南方店	宮崎県延岡市小峯町6964	株式会社たいよう	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目17番地37号	平成24年 5 月 1 日	通所介護
4560290233	訪問看護ステーション 優癒	宮崎県都城市高城町大井手字佐土原大道2167番地41	株式会社ソートフル	宮崎県都城市高崎町大牟田1215番地22	平成24年 5 月 2 日	訪問看護
4560390108	訪問看護ステーション きたかた	宮崎県延岡市北方町川水流卯92-1	有限会社 富士	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地90	平成24年 5 月 7 日	訪問看護
4560490049	はまぼう訪問看護ステーション	宮崎県日南市下方1376番地4	株式会社 はまぼう	宮崎県日南市下方583番地1	平成24年 5 月 9 日	訪問看護
4571700923	ヘルパーステーション光陽	宮崎県北諸県郡三股町五本松11番地15	合同会社光陽	宮崎県北諸県郡三股町五本松11番地15	平成24年 5 月21日	訪問介護
4571700931	株式会社ヨコム	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3612番地42	株式会社ヨコム	大阪府高槻市津之江町3丁目6番14号	平成24年 5 月21日	福祉用具貸与

平成24年 6 月25日

宮崎県告示第 467号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事業 所番号	指定居宅介護支援 事業		指定居宅介護支援 者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4570202616	居宅介護支援事業 所 笑顔	宮崎県都城市平塚 町3185番地 7	株式会社笑顔	宮崎県都城市平塚 町3185番地 7	平成24年 5 月22日	居宅介護支援

宮崎県告示第 468号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成24年 6 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事業 所番号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4570202590	デイサービスセン ター・クレア	宮崎県都城市平江 町 7 街区 2 号	有限会社グロー バル光	宮崎県都城市大王 町30街区11号	平成24年 5 月 1 日	介護予防通所介 護
4570202608	デイサービスセン ターきらら 2 号館	宮崎県都城市五十 町1589番地 3	株式会社曾於サポ ートセンター	鹿児島県曾於市財 部町北保 2 番地 1	平成24年 5 月 1 日	介護予防通所介 護
4570301970	デイサービスあく た 南方店	宮崎県延岡市小峯 町6964	株式会社たいよう	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目17番地37 号	平成24年 5 月 1 日	介護予防通所介 護
4560290233	訪問看護ステー ション 優癒	宮崎県都城市高城 町大井手字佐土原 大道2167番地41	株式会社ソート フル	宮崎県都城市高崎 町大牟田1215番地 22	平成24年 5 月 2 日	介護予防訪問看 護
4560390108	訪問看護ステー ション きたかた	宮崎県延岡市北方 町川水流卯92- 1	有限会社 富士	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369番地 90	平成24年 5 月 7 日	介護予防訪問看 護
4560490049	はまぼう訪問看護 ステーション	宮崎県日南市下方 1376番地 4	株式会社 はまぼ う	宮崎県日南市下方 583番地 1	平成24年 5 月 9 日	介護予防訪問看 護
4571700923	ヘルパーステー ション光陽	宮崎県北諸県郡三 股町五本松11番地 15	合同会社光陽	宮崎県北諸県郡三 股町五本松11番地 15	平成24年 5 月21日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 469号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成24年 6 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 形質変更時要届出区域
別図のとおり（日向市船場町 1 番 2 の一部、2 番 1 の一部及び 3 番 3 の一部並びに日向市大字日知屋字ウノハイ 15807番 2 の一部）
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項及び第 2 項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物

宮崎県告示第 470号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和41年 2 月 8 日農林省告示第 134号、昭和42年 3 月25日農林省告示第 457号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和44年10月21日農林省告示第1568号、昭和46年 3 月22日農林省告示第 561号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和47年 7 月25日農林省告示第1299号、昭和59年 5 月11日農林水産省告示第1032号、昭和60年 2 月 9 日農林水産省告示第 242号、昭和62年 8 月26日農林水産省告示第1190号、平成元年 4 月 4 日農林水産省告示第 495号、平成 2 年 6 月13日農林水産省告示第 772号、平成 2 年 7 月21日農林水産省告示第 952号、平成 3 年 4 月 8 日農林水産省告示第 421号、平成 3 年 6 月12日農林水産省告示第 828号、平成 4 年10月22日農林水産省告示第1147号、平成 6 年 3 月11日農林水産

省告示第 503号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 662号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 664号、平成 8 年 6 月 26 日農林水産省告示第 998号、平成 8 年 11 月 6 日農林水産省告示第 1740号、平成 9 年 7 月 17 日農林水産省告示第 1180号、平成 10 年 5 月 19 日農林水産省告示第 808号、平成 10 年 5 月 25 日農林水産省告示第 834号、平成 10 年 8 月 25 日農林水産省告示第 1304号、平成 12 年 2 月 8 日農林水産省告示第 143号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 471号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年 2 月 24 日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和44年10月21日農林省告示第1568号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和47年 7 月 25 日農林省告示第1300号、昭和51年 1 月 19 日農林省告示第52号、昭和53年10月25日農林水産省告示第 458号、昭和54年 2 月 16 日農林水産省告示第 227号、昭和58年 8 月 15 日農林水産省告示第1463号、昭和60年 2 月 9 日農林水産省告示第 238号、昭和60年 7 月 19 日農林水産省告示第1070号、昭和60年10月19日農林水産省告示第1594号、昭和62年 7 月 11 日農林水産省告示第 856号号外、昭和62年 8 月 26 日農林水産省告示第1189号、昭和63年 5 月 24 日農林水産省告示第 702号、平成 2 年 6 月 21 日農林水産省告示第 808号、平成 3 年 7 月 8 日農林水産省告示第 930号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 663号号外、平成 8 年 11 月 6 日農林水産省告示第1740号、平成 8 年 11 月 6 日農林水産省告示第1743号、平成 8 年 11 月 7 日農林水産省告示第1746号、平成 9 年 5 月 7 日農林水産省告示第 738号号外、平成 9 年 5 月 20 日農林水産省告示第 836号号外、平成10年 7 月 31 日農林水産省告示第1123号、平成10年 7 月 31 日農林水産省告示第1124号、平成11年 3 月 9 日農林水産省告示第 414号号外、平成11年 3 月 9 日農林水産省告示第 415号号外、平成11年 3 月 9 日農林水産省告示第 433号号外、平成12年 2 月 15 日農林水産省告示第 215号号外、平成12年 7 月 27 日農林水産省告示第1053号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 472号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年 2 月 24 日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和47年 7 月 25 日農林省告示第1298号、昭和60年 5 月 2 日農林水産省告示第 658号、昭和62年 9 月 25 日農林水産省告示第1284号、昭和63年 7 月 19 日農林水産省告示第1057号、平成 3 年 3 月 5 日農林水産省告示第 280号、平成 8 年 5 月 7 日農林水産省告示第 653号、平成 8 年 8 月 5 日農林水産省告示第1187号、平成 8 年 11 月 6 日農林水産省告示第1742号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 708号、平成 9 年 6 月 26 日農林水産省告示第 999号、平成12年 2 月 4 日農林水産省告示第 136号、平成14年 3 月 22 日農林水産省告示第 851号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 473号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月 24 日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和47年 7 月 25 日農林省告示第1298号、昭和60年 5 月 2 日農林水産省告示第 658号、昭和62年 9 月 25 日農林水産省告示第1284号、昭和63年 7 月 19 日農林水産省告示第1057号、平成 2 年 4 月 11 日農林水産省告示第 552号、平成 3 年 3 月 5 日農林水産省告示第 280号、平成 8 年 8 月 5 日農林水産省告示第1187号、平成 8 年 11 月 6 日農林水産省告示第1742号、平成 9 年 1 月 9 日農林水産省告示第46号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 708号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 710号、平成 9 年 5 月 7 日農林水産省告示第 740号、平成 9 年 6 月 26 日農林水産省告示第 999号、平成10年 4 月 21 日農林水産省告示第 680号、平成11年 2 月 22 日農林水産省告示第 305号、平成12年 4 月 14 日農林水産省告示第 599号、平成12年 6 月 7 日農林水産省告示第 788号、平成12年11月15日農林水産省告示第1421号、平成12年12月 4 日農林水産省告示第1492号、平成14年 3 月 22 日農林水産省告示第 851号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおり

とする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 474号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、平成24年6月25日から、3週間、宮崎県国土整備部港湾課及び北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成24年6月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 出願の日
平成24年6月11日
- 2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
宮崎県
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事 河野 俊嗣
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日向市大字日知屋字畑浦5552番 498の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和46年8月30日付け44・シレイ 284-840で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.30mより決定）、⑥の地点と⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の線と⑧の線を結んだ線により囲まれた区域。

地点	地 点 の 位 置		
①の地点	竹島四等三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336）から 135度16分53秒1,057.75mの地点		
②の地点	①の地点から	59度26分59秒	105.24mの地点
③の地点	②の地点から	149度26分59秒	10.17mの地点
④の地点	③の地点から	59度26分59秒	2.38mの地点
⑤の地点	④の地点から	149度26分59秒	6.24mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	239度26分59秒	110.00mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	329度26分59秒	6.24mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	59度26分59秒	2.38mの地点

(3) 面積

1,756.69㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市大字日知屋字畑浦5514番26、5514番17、5552番498、5552番 499、5552番 497の地内並びに同大字同字5514番26、5552番 498及び5552番 499の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線により囲まれた区域。

地点	地 点 の 位 置		
Aの地点	竹島四等三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336）から 139度29分48秒905.61mの地点		
Bの地点	Aの地点から	59度26分59秒	260.00mの地点
Cの地点	Bの地点から	149度26分59秒	200.00mの地点
Dの地点	Cの地点から	239度26分59秒	260.00mの地点

(3) 面積

52,000.00㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	上ノ 蘭 小 吉	小林市南西方 984番地 2
理 事	城 山 拓 也	小林市細野3289番地
理 事	小 園 敏 文	小林市細野3268番地
理 事	上 仮 屋 博	小林市細野3145番地
理 事	富 満 政 美	小林市細野3531番地 4
理 事	軸 屋 忠 夫	小林市細野3374番地
理 事	六 部 一 司	小林市細野3797番地
理 事	坂 元 正 美	小林市細野3861番地
理 事	西 田 浩 嗣	小林市細野3040番地 3
理 事	渡 邊 文 典	小林市細野3944番地
理 事	児 玉 健 一 郎	小林市細野5128番地
理 事	坂 元 重 則	小林市細野4005番地
監 事	中 園 裕 昭	小林市細野3284番地
監 事	榎 田 一 朗	小林市細野3807番地 6

監 事	押領司 貢	小林市細野4063番地
-----	-------	-------------

(任期：平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	鳥 越 清 次	小林市南西方 993番地
理 事	中 園 裕 昭	小林市細野3286番地
理 事	小 屋 新一郎	小林市細野3253番地
理 事	仮 屋 俊 昭	小林市細野3141番地
理 事	吉 元 正 一	小林市細野3566番地
理 事	小 園 公 博	小林市細野3482番地
理 事	鈴 木 正	小林市細野3356番地 3
理 事	中 嶋 宇 一	小林市細野3861番地
理 事	上 谷 幸 公	小林市細野2982番地 3
理 事	町 浦 節	小林市細野2913番地
理 事	川 原 光 雄	小林市細野4053番地 1
理 事	坂 元 重 則	小林市細野4005番地
監 事	倉 園 清	小林市細野3270番地 1
監 事	南 園 亨	小林市細野3882番地
監 事	大河平 正 浩	小林市細野5137番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、千歳・環野土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	佐々木 勝 則	小林市南西方8785番地
理 事	藤 本 政 嗣	小林市南西方8448番地 1
理 事	小 杉 芳 弘	小林市南西方8421番地
理 事	畠 中 正 次	小林市南西方8405番地

監 事	東 田 正 一	小林市南西方8394番地 2
監 事	池 田 一 己	小林市南西方8738番地 2

(任期：平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	畠 中 賢 造	小林市南西方8442番地
理 事	峯 田 勝 巳	小林市南西方8744番地
理 事	高 橋 一 生	小林市南西方8437番地 2
理 事	石 神 達 郎	小林市南西方8406番地
監 事	井 原 攻	小林市南西方8753番地
監 事	畠 中 正 次	小林市南西方8405番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	松 山 次 春	小林市細野4379番地 5
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2
理 事	谷 山 岩 男	小林市細野5048番地
理 事	梯 馨	小林市細野5099番地
理 事	松 田 俊 重	小林市細野4835番地 4
理 事	開 尾 茂	小林市細野4911番地 5
理 事	松 田 純 俊	小林市細野5350番地
理 事	下玉利 義 和	小林市細野5379番地 2
理 事	関 田 政 利	小林市細野4924番地
監 事	山 下 一 二	小林市細野5147番地
監 事	下玉利 重 明	小林市細野5067番地 1

(任期：平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2
理 事	下玉利 重 明	小林市細野5067番地 1
理 事	迫 昭 二	小林市細野5079番地 2
理 事	川 崎 明	小林市細野4860番地
理 事	上 竹 功	小林市細野4869番地
理 事	松 元 美喜男	小林市細野4851番地
理 事	松 田 修 一	小林市細野5366番地乙
理 事	江 並 義 昭	小林市細野4925番地
監 事	山 下 一 二	小林市細野5147番地
監 事	山 口 伸 一	小林市細野4880番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
 巣ノ浦土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次の
 とおり届出があった。

平成24年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 野 利 男	小林市南西方4407番地
理 事	松 野 博	小林市南西方4478番地
理 事	富 満 哲 夫	小林市南西方4476番地
理 事	上 野 光 男	小林市南西方4535番地 4
理 事	吉 永 龍 雄	小林市南西方4279番地 1
理 事	若 松 勝 雄	小林市南西方4891番地 5
理 事	柳 川 けい子	小林市南西方4254番地 1
理 事	池 田 清 徳	小林市南西方7779番地
監 事	大牟田 勝 徳	小林市南西方5139番地 4
監 事	松 元 良 一	小林市南西方4604番地37

(任期：平成27年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 野 利 男	小林市南西方4407番地
理 事	上 野 伸	小林市南西方4769番地 1
理 事	松 元 良 一	小林市南西方4604番地37
理 事	村 山 徳 之	小林市南西方4482番地 1
理 事	石 神 通 則	小林市南西方4465番地20
理 事	大牟田 勝 徳	小林市南西方5139番地 4
理 事	木佐貫 正 美	小林市南西方4370番地 6
理 事	植 村 勇	小林市南西方4942番地
監 事	松 元 五 夫	小林市南西方4630番地 9
監 事	吉 村 春 利	小林市南西方4394番地 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
 牟田原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次の
 とおり届出があった。

平成24年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	山之口 政 人	えびの市大字大河平4574番地
理 事	早 田 敏	小林市北西方6920番地13
理 事	北馬越 公	小林市堤2954番地13
理 事	指 宿 浩 利	小林市北西方2294番地
理 事	川 畑 正 宏	小林市北西方1003番地12
理 事	金 気 郁 夫	小林市北西方1756番地
理 事	山之口 祐 仁	小林市北西方1711番地
理 事	遠 矢 初 男	小林市北西方2451番地
理 事	小 磯 信 夫	小林市北西方6947番地

理 事	木佐貫 和 義	小林市北西方3463番地27
理 事	大 丸 米 蔵	小林市水流迫 249番地23
理 事	池 田 一 徳	小林市北西方7194番地 3
理 事	古 川 すみ子	小林市北西方7300番地23
理 事	川 野 英 男	えびの市大字大河平4273番地
理 事	川 野 政 文	えびの市大字大河平4273番地
理 事	肥田木 義 信	えびの市大字大河平4080番地24
監 事	川 野 信 夫	えびの市大字大河平4274番地 3
監 事	水 流 一 也	小林市北西方7005番地
監 事	迫 和 弘	小林市北西方1658番地

(任期：平成27年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山之口 政 人	えびの市大字大河平4574番地
理 事	豊 永 孝	えびの市大字大河平3990番地 5
理 事	指 宿 浩 利	小林市北西方2294番地
理 事	松 田 健 一	小林市北西方7209番地18
理 事	小 磯 勝 治	小林市北西方6975番地
理 事	榎 田 義 美	小林市北西方2981番地13
理 事	入 佐 三 良	えびの市大字大河平4301番地 2
理 事	唐仁原 タ ッ	小林市北西方7220番地
理 事	小 磯 武 男	小林市北西方7000番地 2
理 事	早 田 敏	小林市北西方6920番地13
理 事	池 田 一 徳	小林市北西方7194番地 3
理 事	金 気 郁 夫	小林市北西方1756番地
理 事	迫 和 弘	小林市北西方1658番地
理 事	遠 矢 康 雄	小林市北西方2452番地
理 事	朝 稲 菊 夫	えびの市大字大河平4264番地10

理 事	山之口 芳 則	小林市北西方3137番地 3
監 事	水 流 一 也	小林市北西方7005番地
監 事	南 蘭 祐 治	小林市北西方1592番地
監 事	松 田 浅 義	えびの市大字大河平4327番地13

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、二原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小 原 利 男	小林市真方5566番地
理 事	六反田 實 男	小林市水流迫1074番地 4
理 事	上ノ蘭 勉	小林市東方5010番地
理 事	楠 優	小林市真方6870番地 2
理 事	鷗 野 次 男	小林市東方6224番地
理 事	鷗 野 淳 一	小林市真方4424番地
理 事	今 屋 香	小林市真方4618番地
理 事	中 山 晃	小林市真方5447番地
監 事	山 田 福 雄	小林市真方5478番地 1
監 事	殿 所 顕 明	小林市真方4437番地

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小 原 利 男	小林市真方5566番地
理 事	六反田 實 男	小林市水流迫1074番地 4
理 事	森 岡 正	小林市真方5387番地 7
理 事	永 峰 安	小林市真方5569番地
理 事	楠 優	小林市真方6870番地 2

理 事	今屋敷 勇	小林市真方3259番地 5
理 事	鷗野 淳一	小林市真方4424番地
理 事	上野 久利	小林市東方5026番地 5
監 事	山田 福雄	小林市真方5478番地 1
監 事	殿所 穎明	小林市真方4437番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、平川土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6 月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	嶋田 正	小林市細野1478番地
理 事	佃 戦一	小林市細野 795番地
理 事	安藤 住夫	小林市細野1162番地 2
理 事	東木場 睦雄	小林市南西方1804番地
理 事	下ノ園 久雄	小林市南西方2235番地 3
理 事	木下 進一	小林市細野 925番地口の 1
監 事	村川 健一	小林市南西方1882番地 1
監 事	下ノ園 誠	小林市南西方2241番地 1
監 事	柚木脇 薫	小林市細野 881番地

（任期：平成28年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	嶋田 正	小林市細野1478番地
理 事	佃 戦一	小林市細野 795番地
理 事	安藤 住夫	小林市細野1162番地 2
理 事	東木場 睦雄	小林市南西方1804番地
理 事	小出水 通秋	小林市南西方2633番地
理 事	木下 進一	小林市細野 925番地口の 1

監 事	村川 健一	小林市南西方1882番地 1
監 事	立山 純雄	小林市南西方1438番地 2
監 事	柚木脇 薫	小林市細野 881番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大丸土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6 月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	渡辺 定三	小林市東方3207番地 7